

6－7第3次つくば市環境基本計画中間見直し、つくば市地球温暖化対策実行  
計画区域施策編改定及び気候市民会議つくば2023 提言実行計画策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務趣旨及び公募型プロポーザル実施の目的

本業務は、つくば市環境基本条例第7条に基づき令和2年（2020年）4月に策定し、令和11年度（2029年度）まで計画期間となっている「第3次つくば市環境基本計画」を中間見直しするとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づき令和2年（2020年）4月に策定し令和7年度（2025年度）に計画期間終了となる「つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編」を改定し、環境基本計画に地球温暖化対策実行計画区域施策編を編入した「第3次つくば市環境基本計画改定版」の策定並びに令和5年（2023年）に開催された「気候市民会議つくば2023」で採択された提言を推進・実行するための、制度設計を含めた実行計画の策定を行うものである。

本業務では、3つの計画策定を並行して実行するための業務遂行力、3つの計画の整合性・連動性を担保するための企画調整力が高い次元で求められることから、豊富な経験に基づく実効性・効率性等を優先して評価するプロポーザル方式を採用し、受託候補者を選定する。

2 業務概要

(1) 委託業務名

6－7第3次つくば市環境基本計画中間見直し、つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編改定及び気候市民会議つくば2023 提言実行計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「6－7第3次つくば市環境基本計画中間見直し、つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編改定及び気候市民会議つくば2023 提言実行計画策定業務委託仕様書」（以下「本仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）3月20日（金）まで

(4) 提案（見積）限度額

50,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 実施スケジュール（予定）

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年4月 1日（月）
- (2) 参加資格に関する質問の受付締切・・・・・・・・令和6年4月 5日（金）
- (3) 参加資格に関する質問に対する回答・・・・・令和6年4月 9日（火）
- (4) 参加申込書類受付締切・・・・・・・・・・・・令和6年4月12日（金）
- (5) 1次審査（書面審査）・・・・・・・・・・・・令和6年4月15日（月）※
- (6) 参加資格審査結果通知・・・・・・・・・・・・令和6年4月16日（火）
- (7) 企画提案に関する質問の受付締切・・・・・・令和6年4月19日（金）
- (8) 企画提案に関する質問に対する回答・・・・・令和6年4月23日（火）
- (9) 企画提案書等の提出締切・・・・・・・・・・・・令和6年5月10日（金）
- (10) プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・・・令和6年5月17日（金）
- (11) 審査結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年5月20日（月）
- (12) 契約締結日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年5月24日（金）

※1次審査は参加資格を満たした申込者が5者以上の場合に実施する。

4 参加資格

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団

員等でないこと。

- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税（実施要領で定める参加資格要件で、つくば市内に本店、支店又は営業所があることという旨の地域要件を付した場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 令和4年（2022年）4月1日以降に、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体と元請として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく「環境基本計画」又は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「地方公共団体実行計画」の策定支援の契約を締結し、履行した実績を有すること。

## 5 参加申込書類の提出

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 業務実績書（様式3）

なお、「4 参加資格」(7)を満たす業務実績について記載すること。

また、記載する業務実績は最大5件までとすること。

- エ 上記ウの業務実績を証明する書類（契約書等）の写し
- オ 「4 参加資格」(6)を証明する各納税証明書（写し可）

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

持参、郵送（配達証明付書留郵便に限る。ただし、提出期限内必着とする。）又は電子メールにより提出すること。

なお、持参の場合、受付時間は平日午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分までとし、電子メールで送付した場合は、その旨を電話で伝えること。

(4) 提出先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

つくば市生活環境部環境政策課

TEL : 029-883-1111（内線 4312）

E-mail : evm023@city.tsukuba.lg.jp

(5) 提出期限

令和 6 年 4 月 12 日（金）午後 4 時 30 分まで

6 参加申込に関する質疑応答

参加申込書類及び参加資格に関することについて質問がある場合は、質問書（様式 4）により受け付ける。

(1) 提出方法

電子メールで「5 参加申込書の提出」（4）に記載のメールアドレス宛に質問書を添付し提出すること。なお質問書を送付した際は、その旨を電話で伝えること。

(2) 提出期限

令和 6 年 4 月 5 日（金）午後 4 時 30 分まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 6 年 4 月 9 日（火）に本市のホームページで公表し、個別対応は行わない。

7 参加資格審査

参加申込をした者の参加資格を審査し、審査結果を参加申込者全員に対し通知する。なお、参加資格を満たした者が5者以上となった場合、つくば市生活環境部環境政策課において書面による1次審査を行い、企画提案審査を行う4者を選定する。

(1) 審査実施日

令和6年4月15日（月）

(2) 実施場所

つくば市役所 本庁舎 3階 302会議室

(3) 評価基準

「別紙 評価基準」のとおり

(4) 結果の通知

申込者全員に対し、令和6年4月16日（火）に電子メールで通知する。参加資格を満たさないとされた者、企画提案審査を行う者を選定されなかった者は、通知した日から起算して7日以内（休日を除く。）にその説明を求めることができる。

## 8 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

なお、業務実施体制及び業務スケジュールを明らかにした企画提案書とすること。

イ 担当者業務実績調書（様式6）

なお、本業務の主担当となる者について記載すること。

ウ 見積書（任意様式）

(2) 提出部数

正本1部、副本7部、合計8部

ただし、電子メールにより提出する場合は、1部

(3) 提出方法

持参、郵送（配達証明付書留郵便に限る。ただし、提出期限内必着とす

る。)又は電子メールにより提出すること。

なお、持参の場合、受付時間は平日午前8時45分から午後4時30分までとし、電子メールで送付した場合は、その旨を電話で伝えること。

(4) 提出先

「5 参加申込書類の提出」(4)と同じ

(5) 提出期限

令和6年5月10日(金)午後4時30分まで

9 企画提案に関する質疑応答

企画提案書類及び企画提案に関することについて質問がある場合は、質問書(様式5)により受け付ける。

(1) 提出方法

「6 参加申込に関する質疑応答」(1)提出方法と同じ

(2) 提出期限

令和6年4月19日(金)午後4時30分まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月23日(火)に本市のホームページで公表し、個別対応は行わない。

10 企画提案審査及び結果の通知

(1) 評価方法

透明性及び公平性を確保し適正に受託候補者を選定するため、「6-7 第3次つくば市環境基本計画中間見直し、つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編改定及び気候市民会議つくば2023提言実行計画策定業務委託受託候補者選定委員会(以下、選定委員会という。)」を設置し、選定委員会が企画提案書等の審査及び評価を行い、業務に最も適した提案を行ったと認められる参加者を受託候補者として選定する。

受託候補者の選定は、委員長及び各委員が評価点の合計で順位をつけ、第1順位の最も多い者を受託候補者として選定する。なお、第1順位が最

も多い者が2者以上あるときは、委員長及び各委員の評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。

(2) 評価基準

「別紙1 評価基準」のとおり

(3) プレゼンテーション

ア 実施日 令和6年5月17日（金）

なお、集合時間については、参加者ごとに案内する。

イ 実施場所 つくば市役所 本庁舎 2階 防災会議室3（予定）

ウ 参加人数 参加人数は3人以内とする。

エ 発表時間 提案20分、質疑応答10分とする。なお、準備に要する時間は発表時間を含めないものとする。

オ 留意事項

- ・プレゼンテーションは、原則、本業務を受託した際に主担当となる者が行うこと。

- ・貸出物品は机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。この他の物品が必要な場合は、委託者の承諾を受けた上で参加者の負担において用意すること。なお、参加者が持参するPCはプロジェクターとHDMIケーブルで接続できるものとする。

- ・プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等をもとに行うこと。追加の提案や資料の配布は認めない。

(4) 審査の公開又は非公開の別

審査は、全て非公開とする。

(5) 結果の通知

企画提案者全員に対し、令和6年5月20日（月）に電子メールで通知する。

受託候補者として選定されなかった者は、通知した日から起算して7日以内（休日を除く。）にその説明を求めることができる。

11 審査結果の公表

審査の結果は、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

## 12 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、契約締結に向けた交渉を行う。受託候補者と合意に至らなかった場合、又は受託候補者が失格となった場合には、次点の候補者と同様に交渉を行い、以降も同様に行う。

## 13 提案書等の扱い

- (1) 提案書等の提出後は、原則として提案書等に記載された内容の変更を認めないものとする。
- (2) 提出された提案書等については、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書等は、プロポーザル方式による候補者の選定のために使用し、また複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。
- (4) 提出された提案書等は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）の規定による請求に基づき、同条例第 5 条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

## 14 失格

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (3) 提出された見積書の金額が提案限度額を超えている場合。
- (4) 契約締結までの間に、つくば市入札参加指名停止の措置を受けた場合。

## 15 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が 1 者のみの場合においても、審査を行うものとする。

(2) 提案書は1者につき1案のみとする。

(3) 全ての提案について、契約の目的が十分に達成できないと判断したときは、受託候補者を選定しないことができるものとする。

## 16 問合せ先

「5 参加申込書類の提出」(4)と同じ